

令和5年 下呂市農業委員会第10回総会議事録

開催日時	令和5年10月3日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子                      2 番 上野 耕正                      3 番 大森 公治 (推) 4 番 嶋田 浩                          5 番 熊崎 みどり                      6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏 (推)                  9 番 中川 輝男 (推)                  10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司                      12 番 小林 寿                          13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也                      15 番 中島 尊治                      16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎 (推)                  18 番 二村 正明 (推)                  19 番 熊崎 徹 (推) 21 番 金森 茂俊                      23 番 中島 悠                          24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推)                  26 番 杉山 裕 (推)	
欠席委員	7 番 林 忠助                          20 番 中桐 由起子 (推)                  22 番 中島 義雄	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 44 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 45 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 46 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第10回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 5 番 熊崎 みどり 委員 6 番 中島 義彦 委員 をお願いいたします。	
会 長	議題第44号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3～5ページをお開きください。	
会 長	農地法第3条申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。	

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
今回の申請内容については、有償による所有権移転が3件、無償による所有権移転が3件提出されています。

番号1については一部が農振農用地です。  
譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は自宅に近接する申請地を譲り受け農業に励むものです。  
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号2については農振農用地です。  
譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は自宅に近接する申請地を譲り受け農業に励むものです。  
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号3については農振農用地ではありません。  
譲渡人は農地の有効利用を図るため譲渡するものであり、譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け農業に励むものです。  
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号4については農振農用地ではありません。  
譲渡人は体調を崩し管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。  
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号5については農振農用地ではありません。  
譲渡人は農地を相続しましたが管理できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地に隣接する土地に住宅を建築して転居し、農業に励むものです。  
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号6については農振農用地ではありません。  
譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地に隣接する空き家へ転居し、申請地を譲り受け農業に励むものです。  
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。

3番

1番について説明します。  
場所は、小坂町無数原で、交差点を曲がり滝上牧場に向かう途中です。  
譲渡人は県外に居住しており、住宅・農地・山林など全てを譲渡したい状況です。譲受人は9月初めに申請地の隣に転居し、これから農地を管理していきたいため許可を求めるものであります。

5番

2番について説明します。  
場所は萩原町尾崎で、\*\*\*\*寺から中に入り、萩原方面へ200mほど進んで\*\*\*\*社を100mほど上がったあたりです。去年までトマトをやっており尾崎の人なのですが、譲受人がこちらに家を買ってトマトハウスをつぶして農業がやりたいとのこと。譲渡人の家族と口約束で借りていたようで、農業委員会の許可がないため対抗することができませんでした。  
譲受人はこれまで東京で働いていて、老後はこちらで有機農業をしたいとのことで、今までは農薬を使っていたため3年ほど有機農業への移行期間が必要になりそうです。

5番

続けて3番について説明します。  
場所は萩原町四美で、\*\*\*\*へ行く途中を小坂方面へ500mほど行ったところで  
す。譲受人の長男が家を建てるにあたり宅地と農地を交換するために許可を求め  
るものであります。交換対象は同時に5条申請がされています。

18番

4番について説明します。  
場所は小川で、県道近くの住宅地、\*\*\*\*社の川向かいです。譲渡人は体調が悪  
く面倒が見れないため、譲受人に譲渡したいとのことです。

19番

5番について説明します。  
場所は火打で、火打に入ってすぐを左に曲がって、川を渡ったあたりです。こ  
のたび申請地の隣に住宅を建てて住むこととなり、家の前の畑を使いたいとのこ  
とで問題ないと思います。

事務局

6番について担当委員欠席のため代読します。  
場所は、金山町渡です。譲受人は今は県外に住んでいますが、申請地の隣に住  
宅を購入して転居してくる予定です。転居までの間は、金山町に住む父親が管理  
していく計画です。父親は造園業をしており、この先も管理を手伝うとのこと  
です。

会 長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がご  
ざいましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請6件に  
ついて、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長

ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長

議題第45号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請  
書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の6ページをお開きください。

会 長

農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお  
願ひいたします。

事務局

議案第45号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。  
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑94.31㎡です。

番号1については、申請地を譲り受け一般個人住宅の庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。  
農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。  
一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。  
なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

【1. 農地法第4条申請について審議をお願い致します】

8番

1番について説明します。場所は萩原町羽根で、ここから小坂方面に1kmほどの山側の集落で、県道から見えます。親から相続した土地に家を新築したいのですが、親の代から畑が宅地化していることに気づき、転用許可を求めるものです。問題ないと思います。

会 長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長

議題第46号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の7～8ページをお開きください。

会 長

農地法第5条許可申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。  
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が5件、面積については畑  
1,189.22㎡です。

番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したい  
ため、転用許可を求めるものです。  
農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に  
該当すると判断されます。  
一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであるこ  
とから、問題は無いと思われます。

番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したい  
ため、転用許可を求めるものです。  
農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に  
該当すると判断されます。  
一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであるこ  
とから、問題は無いと思われます。

番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（物置、庭園）として利用し  
たいため、転用許可を求めるものです。  
農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に  
該当すると判断されます。  
一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は  
無いと思われます。  
なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となりま  
す。

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用  
許可を求めるものです。  
農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから、第3種農地に  
該当すると判断されます。  
一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであるこ  
とから、問題は無いと思われます。

番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場、車庫、庭園として  
利用したいため、転用許可を求めるものです。  
農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に  
該当すると判断され、代替地はありません。  
一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られているこ  
とから、問題は無いと思われます。

※進達に際し、4条1、5条1～3については農地区分が変更となった

5番

1番と2番について説明します。先ほどの3条申請と同じ人で、交換対象を含  
みます。場所は全て同じところす。

8番

3番について説明しますが、4条と同じです。4条に隣接する土地で、親同士  
が兄弟で、親から相続した土地に親の代から親戚が使っている部分があったこ  
とがわかり、既に宅地化していたため、分筆して譲渡することになりました。始末  
書もあります。問題ないと思います。

11番

4番について説明します。場所は馬瀬西村で、下山名丸線の振興事務所から6  
kmほど南へ進み、\*\*\*\*の前の坂本橋の手前を入り、山の方へ進んだところす。  
実家の隣に家を建てて住んでいましたが、手狭になったため増築したいこと  
から転用許可を求めるものであります。周囲は譲渡人の土地であり、問題ない  
と思います。

19番 5番について説明します。3条と同じです。住宅と駐車場を作って移住したいため許可を求めるものであり、問題ないと思います。

会 長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

会 長 ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第10回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番